

## 広報委員会運営内規

### (総 則)

1. 本委員会は、広報委員会と称する。
2. 本委員会の運営に関しては、以下の各項によるほか、「委員会の設置および委員の委嘱等に関する内規」による。

### (目的と活動内容)

3. 本委員会は、協会の活動を会員および一般に広く周知するために、次に挙げる事項などを審議し、併せて必要な実務を行うことを目的として設置する。
  - 1) ホームページによる広報に関すること
  - 2) インターネットなどの通信機能を活用した広報に関すること
  - 3) 印刷媒体による広報に関すること

### (委員会の構成)

4. 委員会は、原則として委員長1名、委員若干名および担当理事1名、必要に応じて副担当理事1名をもって構成する。
  - 4-2. 委員長は、広報活動の内容によって委員とは別に会員の中から協力委員を必要に応じて指名することができる。
  - 4-3. 協力委員は、必要とされる広報活動に当たるが、期間は連続して6ヶ月以内を限度とする。

### (委員の委嘱および任期)

5. 委員の任期は原則として2年とする。

### (委員長の選考)

6. 委員長は、委員の互選により決定する。

### (委員長の職務)

7. 委員会を招集し、主催し、必要事項を検討すること。

### (委員会の開催)

8. 委員長が必要とみとめた時に開催する。

### (担当理事の職務)

9. 委員会に出席し、協会としての意見を述べる。また、適宜、理事会に報告、提案する。

### (附則)

1. 本内規の改廃は、理事会の承認を得なければならない。
2. 本内規は2016年5月13日の理事会において承認されたものである。
3. 2020年3月11日の理事会において委員会の構成を改訂。